

小規模事業者持続化補助金について

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、所定の審査を経て、採択者には国の補助金が**50万円**を上限（補助率：2／3）に支給されます。

◆申請書（経営計画書）の作成が必要です

◆所定の審査があります

※補助金の詳細、申請書のダウンロード等は以下のWEBサイトをご覧ください。
<http://h28.jizokukahojokin.info/ippan>

◆募集期間

- ・受付開始：平成28年11月4日（金）
- ・受付締切：平成29年1月27日（金）【締切日当日消印有効】

※申請を希望される方は、申請書を作成し、事前にご連絡の上、最寄りの支部にご相談下さい。

1月中旬以降は相談が殺到し、対応が難しくなるケースもございますので、早めのご相談をおすすめします。

◆補助対象者

常時使用する従業員数が、

- ・卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）は5人以下
- ・製造業・その他、サービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人以下の事業所

◆補助金額・補助率

補助金額：上限50万円

補助率：補助対象経費の2／3

※但し、以下の場合、補助上限額が100万円となります。

- ①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者
- ②雇用を増加させる取り組みを行う事業者
- ③買物弱者対策の取り組み
- ④海外展開の取り組み

※複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

《対象となる取り組みの例》

- ① 広告宣伝
 - ・ 新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ② 集客力を高めるための店舗改装
 - ・ 幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③ 商談会・展示会への出展
 - ・ 新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
 - ・ 新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新
- ⑤ IT を活用した広報や業務効率化
 - ・ ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

◆ 補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買物弱者対策事業の場合に限ります）、委託費、外注費

◆ 手続きの流れ

- ① 小規模事業者持続化補助金の公募要領の確認
- ② 申請書類作成
- ③ 神戸商工会議所各支部への相談（スムーズにご相談頂くため、事前にアポイントをお願い致します。連絡先は一番下に記載）
- ④ 申請書類完成、商工会議所から様式4の発行
- ⑤ 申請書類を補助金事務局（日本商工会議所）へ送付

◆ 手続きの期限等

1. 申請受付開始	平成28年11月 4日（金）
2. 日本商工会議所（補助金事務局）への申請書類一式の送付締切	平成29年 1月27日（金） 【最終日当日消印有効】
3. 採択結果公表	平成29年3月中旬予定
4. 補助事業実施期間	交付決定通知受領後から 平成29年12月31日（日）まで

問合先：神戸商工会議所 各支部（9:00～17:15）

- ・ 東灘区・灘区の方…東神戸支部 TEL:078-843-2121
- ・ 中央区・兵庫区・北区の方…中央支部 TEL:078-367-3838
- ・ 長田区・須磨区・垂水区・西区の方…西神戸支部 TEL:078-641-3185